

平成18年 6 月20日

1. 出席議員

1 番	徳 村	博 紀
2 番	伊 東	茂
3 番	福 井	正
4 番	水 頭	喜 弘
5 番	橋 爪	敏
6 番	山 口	瑞 枝
7 番	中 村	雄一郎
8 番	橋 川	宏 彰
9 番	森 田	峰 敏
10 番	北 原	慎 也
11 番	寺 山	富 子

12 番	岩 吉	泰 彦
13 番	井 手	常 道
14 番	青 木	幸 平
15 番	中 村	清
16 番	谷 口	良 隆
17 番	中 島	邦 保
18 番	欠	番
19 番	谷 川	清 太
20 番	松 尾	征 子
21 番	吉 田	正 明
22 番	小 池	幸 照

2. 欠席議員

な し

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中	義 明
局 長 補 佐	森 田	利 明
管 理 係 長	江 口	隆 史

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
助	役	出	村	素	明
総 務 部	長	唐	島		稔
市 民 部	長	坂	本	博	昭
産 業 部	長	山	本	克	樹
建 設 環 境 部	長	江	頭	毅 一	郎
企 画 課	長	北	村	建	治
総 務 課	長	北	村	和	博
財 政 課	長	藤	田	洋 一	郎
市民課長兼選挙管理委員会事務局長		中	村	和	典
税 務 課	長	北 御	門	敏	則
福 祉 事 務 所	長	迎		和	泉
保 険 健 康 課	長	岩	田	輝	寛
農 林 水 産 課	長	平	石	和	弘
商 工 観 光 課	長	福	岡	俊	剛
都 市 建 設 課	長	田	中	敏	男
環 境 下 水 道 課	長	亀	井	初	男
ま ち な み 活 性 課	長	松	浦		勉
水 道 課	長	藤	家	敏	昭
会 計 課	長	山	田	次	郎
教 育	長	小 野	原	利	幸
庶 務 課 長 補 佐		光	武	な つ	み
生涯学習課長兼中央公民館長		中	川		宏
農 業 委 員 会 事 務 局 長		一 ノ	瀬	健	二
監 査 委 員		植	松	治	彦

平成18年 6 月20日（火）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第 1 議案第42号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 2 議案第43号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について（質疑、討論、採決）
- 日程第 3 議案第45号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について（質疑、討論、採決）
- 日程第 4 議案第46号 平成18年度第 4 号公共下水道事業乙丸雨水ポンプ場機械設備工事の請負契約の締結について（質疑、討論、採決）
- 日程第 5 議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について（大綱質疑、委員会付託）
- 日程第 6 請 願 上 程 委員会付託
- 請願第 1 号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、B S E の万全な対策を求める」請願書（産業建設委員会付託）
- 請願第 2 号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書（文教厚生委員会付託）

午前10時 開議

○議長（小池幸照君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第 1 議案第42号

○議長（小池幸照君）

それでは、日程第 1．議案第42号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

おはようございます。議案第42号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げたいと思います。

議案書の46ページ、47ページをごらんいただきたいと思います。

それから、あわせて議案資料の42ページにこの条例の新旧対照表を添付いたしております

ので、あわせてごらんいただきたいと思います。

御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

今回の改正につきましては、診療報酬の算定方法の変更に伴い、第6条の全文を改正、整備するものでございます。また、この条例は公布の日から施行をし、改正後の規定は平成18年4月1日から適用することといたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、資料の42ページをごらんいただきたいと思います。

全文改正ですので、改正後、新の方を読み上げて説明にかえたいと思います。

第6条 急患センターにおける診療報酬は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び老人保健法（昭和57年法律第80号）第30条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）により算定した額とするということで、新しい方の条文を規定いたしております。

以上説明を終わりましたけども、よろしく御審議をお願いします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきましたが、非常に単純な質問ですが、こういうふうに新しい形に全面改正されるわけですが、具体的に内容の診療報酬がどう変わっていくのかということを御説明ください。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

診療報酬全体的には——個々にはわかりません。個々には把握をしていないということです。ただ、今回の診療報酬の改正につきましては、名称の変更、この改正後の条例を見ますと、47ページで見えますと、基本的には、この名称の変更ですね。第6条の本文の後段の方、「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」、この分が従来と変わってきているということですね。それから、あと条文の関係で若干変えておりますけれども、その分でございまして、それで、今度の診療報酬の改正では、報酬単価が大体3.16%ぐらいの引き下げになっているというふうに思っております。その中では一部、大体全体的にはそういうふうに引き下げになっておりますけれども、その中でも一部この小児科関係ですね、そういうものについては若干見直しして上がっているということになっております。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

基本的には変わらないと理解をしていいわけですね。今ちょっと気になったのは、小児科は若干上がっているということですが、その辺について、もう少し詳しく御説明いただけますか。今小児科については、やっぱり子供の問題ですのでいろいろありますがね、今回医療費の助成制度もできたわけですけど、そういう中で、一方では上がっていくということになれば、どうなんだかなあという気もしますが、その辺について、もう少し小児科の問題について御説明ください。

○議長（小池幸照君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

これは新聞報道ですけれども、当時の改正があつていときの新聞報道によりますと、地域的に小児科とか産科というのが、医師が不足をしているということですね。そういう関係がございまして、そこら辺を重点分野として、診療報酬の分を引き上げているということで報道がされております。

以上ですけれども。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

小児科の医師不足、産科の不足というのは十分にわかりますし理解しておりますし、ですが、そのことによって小児科診療単価が上がっていくということについては、私ちょっと今のは十分理解できませんが、今のも新聞報道でされていますから、課長自体も十分に御理解されていないんじゃないか、申しわけありませんがね。と思いますが、そういう面で、これはもう直接関係ないと思いますが、今小児科、産科の問題が出ましたので、つけ加えてお尋ねをしたいと思いますが、これは市長の御答弁がいいかなと思いますが、小児科、産科について、確かに今子供が生まれる数も減ってきたというような状況もあります。もっとやっぱり鹿島地区においても、産科もそうですが、小児科の充実ということが大事ですし、かかり手が少なくなったことで成り立たないという面もあると思いますが、私は、小児科についてはもう少し具体的に小児科医の誘致といいますか、そういう手だてをとることが今必要じゃないかなと。特に今少子化問題なんかも非常に大きな問題になっている時期ですので、そういう気がするわけですが、その辺について、特にこの急患センター、救急の場合に今度は武雄の方に行かんといかんというようなものもありますが、その辺で小児科の充実については、市としては具体的にどのようにお考え、何かお考えがあるのかどうかですね。

○議長（小池幸照君）

坂本市民部長。

○市民部長（坂本博昭君）

小児科医の医師数とか小児医療機関の診療所の数の関係で、これはちょっと古い数字ですが、平成16年7月31日現在、今もほとんど変わっておりませんが、当時の7市で比較した分を申し上げますと、鹿島市が小児科の医師数については、専門医が4名、武雄市が3名、多久市が1名、伊万里市6名、唐津市9名、佐賀市50名、鳥栖市7名となっております。

それに、小児医療機関、診療所等で申しますと、小児科として診療科目の中に開設されている医院の数としては、鹿島市は5カ所、武雄市が8カ所、多久市が4カ所、伊万里市14カ所、それに小児の医療機関、これは病院ですね、病院につきましては、鹿島市が二つ病院、志田病院と吉田病院、それに、武雄市、多久市はございません。これをトータルいたしますと、小児医療機関の合計では鹿島市が7医療機関、武雄市が8、多久市が4、伊万里市が20、唐津市19、佐賀市57、鳥栖市24となっております。

これは、ゼロ歳から6歳未満までの小児の数で、小児科医師1人当たりの対象者数を割り戻してみますと、小児科医師1人当たり、鹿島市については484名の医師の数、それに、小児医療機関1医療機関当たりの対象者数にしますと276名、1医療機関当たり276名の小児ということになります。

ちなみに、小児医師1人当たりの対象者数につきましては、武雄市については689名、多久市が1,307名、伊万里市が589名、唐津市が560名、佐賀市が197名、鳥栖市が613名、7市平均で634名ですので、鹿島市が484名ということで、小児科医師1人当たりの対象者数については、7市平均の634名よりも充実しているという、数だけで言えばそういう形になります。

しかも、1医療機関当たりの対象者数につきましては、さっき言いましたように、鹿島市が276名で武雄市が258名、多久市が326名、伊万里市176名、唐津市265名、佐賀市173名、鳥栖市179名、7市平均が236名ですので、小児科1医療機関当たりの対象者数としては276名ということで、医療機関当たりの対象者数が少し多いという、こういうことになります。

総合的に勘案してみますと、医師の数、医療機関の数だけを見ても、当時の7市比較では、鹿島市といたしましても不足をしているということにはなりません。ただし、いろいろ問題がございまして、小児科医の充実につきましては、医師会なりそういう方面に行政としてもお願いをしているような状態でございます。

以上です。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

実態はわかりましたし、数値的には確かに他市よりも進んだように見えますが、これは御答弁は要りませんが、子供たちが一番医療機関を必要とするときは、意外と夜の救急が多いわけですね。そういう面からいきますと、これから鹿島市も、やっぱり鹿島市でそれが対応できる体制をとっていかなくちゃいけないと私は思います。

それと、今鹿島市だけの数字でおっしゃいましたが、鹿島市の小児科医の方たち、非常にすばらしいんだなと思いましたのは、ある市外の方とちょうどそういうお話をする機会がありましたのでお話ししたら、もうその方は高齢化されていましたが、うちはもうずっと鹿島まで子供を診せに連れてきていますよというような、鹿島のお医者さんがよかけんというようなことで、病気というのは自分の体に合ったとが一番いいわけで、あそこはよかよと言いつて、片一方は、いんにゃ、あそこはようなかよっていろいろありますが、ただ、それを聞いたとき、私もやっぱり自分の地域でそういう形で診てもらっているなといううれしい気持ちもしましたが、とにかくよそもですが、地元の人が本当に、いざというときに十分に利用できる体制をやっぱり今後特に今から考えていただきたいということをお願いして、終わりにしたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第42号 鹿島市休日急患センター設置条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第42号は、提案のとおり可決されました。

日程第2 議案第43号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第2. 議案第43号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。北村総務課長。

○総務課長（北村和博君）

議案第43号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

議案書は48、49ページ、議案説明資料におきましては43ページとなっております。

今回の改正は、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正によりまして、この案を提出いたすものでございます。

改正の内容でございますが、説明資料の43ページ、退職報償金支給額の表中の階級が班長、部長、本部付部長、副分団長、本部付分団長であり、勤務年数が10年以上25年未満で退職される消防団員への退職報償金をそれぞれ2千円の引き上げを行うというものでございます。この改正によりまして、鹿島市におきましては、影響人員が41名ということ、金額では82千円になるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第43号 鹿島市非常勤消防団員に係わる退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第43号は提案のとおり可決されました。

日程第3 議案第45号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第3. 議案第45号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

おはようございます。議案第45号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案書51ページをお願いいたします。

内容につきましては、別冊の予算書をお願いいたします。

予算書1ページをお願いいたします。

平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるといたしまして、第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62,100千円を追加し、その総額をそれぞれ1,417,829千円と定めるものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の金額は、2ページ、3ページの第1表のとおりといたします。

次に、第2条、地方債の変更は、4ページの第2表のとおりでございます。

内容の説明ですが、7ページをお開きください。

2. 歳入、款項、市債です。62,100千円を増額補正いたしまして、375,200千円とするものです。これは高資本対策借換債で、一定の条件をクリアした起債について借りかえ制度がございまして、当市でも要望をしていくために予算を整えるものです。対象となる起債が平成元年の分で1,500千円、平成2年度分で60,600千円で、合計といたしまして62,100千円が対象となりますので、同額を補正計上いたしました。

次に、8ページをお願いいたします。

3. 歳出ですが、歳入で説明いたしました補正額62,100千円をそのまま長期債元金として増額し、これによりまして、公債費計で312,460千円といたすものです。この借りかえによりまして、将来の利子償還額を約21,000千円程度軽減できると考えております。

次に、9ページをお願いいたします。

ここに、現在高の見込みに関する調書を添付いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第45号 平成18年度鹿島市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第45号は提案のとおり可決されました。

日程第4 議案第46号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第4、議案第46号 平成18年度第4号公共下水道事業乙丸雨水ポンプ場機械設備工事の請負契約の締結についての審議に入ります。

当局の説明を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第46号 平成18年度第4号公共下水道事業乙丸雨水ポンプ場機械設備工事の請負契約の締結について御説明をいたします。

議案書の52ページをお願いいたします。

この契約にかかわる入札会が去る5月26日、10業者によりまして、抽せん型指名競争入札方式で実施され、その結果、株式会社ミゾタが落札をいたしました。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして、この案を提出するものです。

議案の内容ですが、工事名、平成18年度第4号公共下水道事業乙丸雨水ポンプ場機械設備工事。

- 2、工事場所、鹿島市大字常広字大手小路地内。
- 3、契約金額、124,950千円、これは税込みでございます。
- 4、契約方法、抽せん型指名競争入札による契約です。
- 5、契約の相手方、佐賀市伊勢町15番1号、株式会社ミゾタ取締役社長、井田建。

次に、工事の概要について説明をいたします。

説明資料の44ページをごらんいただきたいと思います。

乙丸雨水ポンプ場は、平成12年度から着手いたしまして、昨年度までに土木工事及び建築工事を完了いたしております。

今年度の工事内容は、ここに記載しております口径1,200ミリの雨水ポンプ1台、それに、350馬力のディーゼルエンジン1台、そして、これらの附属の設備を計画いたしております。

設備の配置につきましては、資料の45ページ、46ページ、47ページの方に図面を添付いたしております。

朱色で着色している部分が今回の工事をあらわしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑を終わります。

討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

討論を終わります。

採決します。議案第46号 平成18年度第4号公共下水道事業乙丸雨水ポンプ場機械設備工事の請負契約の締結については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小池幸照君）

起立全員であります。よって、議案第46号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第47号

○議長（小池幸照君）

次に、日程第5 議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について審議に入ります。

当局の説明を求めます。迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

議案第47号 杵藤地区障害者自立支援審査会の共同設置に関する規約の協議について御説明を申し上げます。

資料につきましては、議案書の53ページから55ページとなっております。

障害者自立支援法が施行されまして、ホームヘルプサービス、あるいはデイサービス、施設の入所等につきましては、そういうふうな障害福祉サービスにつきましては、それを受けるためには、同法の第15条に規定してあります市町村の審査会を経た上でサービスを受けるように今回法が成立をいたしました。これに基づきまして、地方自治法第252条の7第1項の規定、この規定と申し上げますのは、機関の——ここで言う機関といいますのは、市町村の審査会という意味での機関でございます——機関の共同設置等を行う場合は、議会の議決を得る必要がございますので、今回提案をいたしたいと思います。

今回、杵藤地区の武雄市、鹿島市、嬉野市、大町町、江北町、白石町及び太良町が共同して杵藤地区障害者自立支援審査会を設置するものでございまして、規約を定めるためには、関係市町との協議をすることについて、同法の第3項において準用いたします同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を必要とするもので、今回提案をするものでございます。

54ページをごらんください。

この規約につきまして、まず第1条に設置ということで書いてありますが、杵藤地区の3市4町で、中ほどに書いてありますが、介護給付等の支給決定に係る障害程度区分に関する審査判定業務の効率性及び公平性を確保するために、共同して市町村審査会を設置するものでございます。

第2条の名称でございますが、杵藤地区障害者自立支援審査会という規定をしております。

執務場所につきましては、第3条で、武雄市役所内で行うということで規定をしております。

第4条から第6条につきましては、その審査会の委員の分に関する規定を行っております。

それから、第7条、第8条につきましては、事務を行う職員、あるいは武雄市に対しての職員の派遣の規定についてここで規定しております。

第9条で、運営に関する経費を規定しております。

第10条、第11条等につきましては、決算の報告、あるいは審査会の執行に関する規則等の規定をしております。

そして、この規約については、平成18年7月1日から施行ということで計画をしておりますのでございます。

以上、御提案を申し上げます。よろしく御審議方お願いいたしますと思います。

○議長（小池幸照君）

質疑に入ります。20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

ただいま御説明いただきました件で、まずお尋ねしますのは、共同して設置をしないで、鹿島市が単独でということはできないのか。例えば、そうだとすればどうしてできないのかちょっと。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

ただいまの質問で、鹿島市単独でできないかということでございますが、一つの大きな問題は、医師の数。鹿島市内のお医者さんの数というのが一つございます。特に精神科医というのは、鹿島市にはいらっしゃいません。それから、介護保険制度でも同様の審査会を行っておりますが、そこが20合議体ございますので、そこにお医者さんが40名入っておられます。

それから、もう一つは、委員の中に障害者施設の方の委員さんを入れておりますが、委員さんの数がどうしても市の方では十分じゃないということで、そして公平性、それから経済

的な問題の財政的なもの、これは共同でやればそれだけ経費的に安くなるということ、そういうことを勘案して、共同設置の方向でやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それではお尋ねしますが、この障害者自立支援審査というのが、内容的にどの程度のものか私にはまだよくわかりませんが、大体鹿島市として、年間にどれくらいの件数を予測されますか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えいたします。

これは、先般寺山議員の一般質問の中でも、具体的な数字は申し上げておりませんが、報告をしておったと思いますが、まず、一番最初に必要なもの、緊急性があるものは、現在障害福祉サービスを受けておられる方、これらの方が9月までに審査会を終わらないと、10月からの支給が受けられないということがございます。この分につきまして、現在これが今後見込まれる部分も含めて今年度で75名程度ということで推測をしているところでございます。それ以降につきましては、今のペースで行きますと、鹿島市だけで年間10名程度じゃないかと推測をしております。当然入所者の方につきましては、経過措置がございますので、5年以内に施設の方が指定を受けて移行をされるという段階で必要になりますが、施設入所者の方につきましては、5年間の経過措置がございますので、5年以内ということで、鹿島市で約80名いらっしゃると思います。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

今の御説明では、制度の切りかえの中で、9月までにはある程度の取り扱いがあるわけですが、その後落ちつけば、そういうふうな状況じゃないと私は見ます。先ほどもありましたように、年間5名程度というような、そういう積算をされているようですが。

では、次にお尋ねをしますが、職員の派遣というところで、例えば、武雄市に事務所が設置をされる場合に、どれぐらいの規模の審査会というんですか、どういう形になるか、私も常時あるのかなんかその辺もよくまだ見えませんが、その場合に、鹿島市からも職員の派遣が常時義務づけられるのかどうか、まずその辺をお尋ねします。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、現状から申し上げます。

現在、3市4町それぞれから1名ずつ、これは出向という形じゃなく出張扱いでそれぞれから1名ずつ出て、7名で準備事務を行っております。

これを7月からこの審査会設置をされた段階でということですが、大体5名体制でいだろうということで、事務局の方から数字を出されております。その中の1名は嘱託か臨時でいいということで、職員が4名必要になるだろうと、これは7月から9月までの間でございます。10月以降は状況の変更ございますかもしれませんが、現時点では大体3名程度でいだろうということで予定をされておるようでございます。

その中で、現在鹿島市にも要請があっております。今の段階では1名出してもらえないかということで、出す方向で検討をしておりますが、10月以降については、今後の動きを見ながらということでございますので、その段階で若干変更がございますかもしれませんが、そういう状況でございます。

済みません、具体的なところで申し上げますと、今事務所は北方支所、武雄市が合併しましたので、北方支所の方で3市4町の職員が出て1室を借りて、そちらの方で準備作業を行っております。

7月以降は武雄市の方で、武雄市役所、本庁の方で事務を行うようになりますので、身分としては、武雄市。先ほどの御説明をいたしましたように、設置場所は武雄市になりますので、武雄市の方にうちの方から出向をするという形になります。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

それでは、次にお尋ねしますが、次の条文の経費の分で、負担金を払うということになるわけですが、大体鹿島市としてどれぐらいの負担金を今後払っていくことになるのでしょうか。

○議長（小池幸照君）

迎福祉事務所長。

○福祉事務所長（迎 和泉君）

お答えをいたします。

まず、今後のスケジュール的なことを含めて御説明を申し上げますが、今回補正予算等でもお願いをしている部分については、鹿島市の負担額が4,338千円、これは総額で20,000千円程度ということで予定をした、そのうちの鹿島市の負担が4,338千円ということでございます。

ます。

それから、最終的には、今回は介護保険制度の部分の審査会是一部事務組合の方でやっておりますよね。そこにちょっと時間的に間に合わないということがございましたので、あくまでも今回は市町村のそれぞれの共同設置という形で進めております。ただ、最終的には一部事務組合の方へ移管をするということになりますので、その段階で職員数、あるいはほかの経費の部分、そういうことを含めての試算になると思いますので、現時点でどのくらいになるかというのは、ことしの分については出ておりますが、来年以降についてはまだこの段階ではお答えをできない状況でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

私が今ずっと質問をいたしました、それぞれが関連をしてくるわけで、取り組みをするまでの間、先ほど説明がありましたが、9月までですか、ここまでは一気に事務量が多いと思いますね、取り扱い。しかし、その後は先ほどからもありましたように、数的には少ないという状況の中で、わざわざ武雄市にやっぱりこういう形でせんといかんかなという疑問もあったからお尋ねをしたわけですね。特に今鹿島市としても職員の数も減らされてきている中で、さらにそういう形の職員を向こうに派遣するということ、それから、財源的にもそうだと思いますが、その辺で私は今お尋ねをしたわけです。

それと、もう一つは、事務所というのが武雄市に置かれるということになりますと、例えば、当事者、障害を持った方たち、その家族の人たち、何かということで、申請とかいろんなものが出てくるかもわかりませんが、それは対応としてどうされるかというのはまだわかりませんが、そこはいいですよ、わかりませんが、そういう場合に、やっぱり地元でそういう仕事をしていただくということがより温かい行政だなという気がしますので、その辺関連して今お尋ねをしたところです。

市長にお尋ねしますが、確かに一時的には事務量も多くてそういう形になりますが、固定をしてくれば、本当に先ほど5名ほどじゃないかということもありましたが、5名じゃないときもあると思いますよね。じゃあ、そういうことになれば、ここの足元で、これは組合として決めていくことを全体の流れとして乗っかっていかなくはいけないという部分もあるかもわかりませんが、よりその方が当事者にとっても、こちら側としてもいいんじゃないかなという気は私はいたしますのでお尋ねをしていますが、その辺何かございましたら。

○議長（小池幸照君）

出村助役。

○助役（出村素明君）

それじゃ、私の方からお答えをいたします。

今回の共同設置につきましては、先ほど福祉事務所長の方から申し上げましたように、まずはこの制度切りかえによる認定が9月までにどうしても必要だというような中で、一部事務組合をいきなり中の事務とするには、どうしても日程的に間に合わないというのが一つありますので、今年度に限っては共同設置方式で進めるという形です。

議員御指摘の中で、件数も少ないわけですから、単独でもできるんじゃないかというようなこともあります。これは先ほど申し上げましたように、1次判定につきましては、従来どおり鹿島市の方で行います。したがって、住民の方々は市の方に出向いていただければよろしいわけですから、わざわざ事務所が向こうに移ったからといって住民の方に迷惑がかかるということはないということと、2次判定については、専門家の審査が必要です。そういう中でありますように、精神科医というのは鹿島の方にはおられませんし、また、その他の医師についても、これは必要ですので、これの立ち上げについては、十分私たちも医師会とも協議をしました。そういう中では、どうしても今の医師会としては体制的にも介護保険の審査もあるわけですから、これだけ独自に鹿島の医師会としても引き受けすることはできないというようなことですので、その辺も含めながら、どうしても共同設置方式でやるべきだというふうに思います。

第2番目に、今後のこの認定制度のあり方についてですけれども、これも先ほど所長が申し上げましたように、19年度以降については、一部事務組合の中、今介護保険事業所がありますが、その中で、この認定事務も行えるようにということを前提としながら、今回とりあえずそういうふうに決めたわけですので、19年度以降については一部事務組合の事務として取り扱います。そういうことになりますと、介護保険事業所は御承知のとおり鹿島にあるわけですから、19年度以降についてはそこで事務をしていただくという中で、それでは、総体的に職員数はどうなるのかという問題がありますが、私の方から仮に出向するとしても、雇用の人数としては、1名はそこで同じぐらいでいけるわけですから、そういう場も確保できるというふうに理解をいたしております。

以上でございます。

○議長（小池幸照君）

20番松尾征子君。

○20番（松尾征子君）

終わりにしますが、例えば、介護保険の問題一つとってみても、組合、杵藤地区の介護保険料が一番佐賀県内でも高いという、その分利用が多いということなのか何なのか、いろんな要素はあると思いますが、だから、そういう形になってきますと、独自でした場合がいいのか、そういう組合にした方がいいのか、いろいろまだ出発しなくちゃわからないと思いますが、やっぱりこういう福祉的な問題というのは、できればその足元で、確かに経費的にいろんな問題も出てくる分もある面ではあるかもわかりませんが、そういう面では、私もどう

かなという気がいたしましたので、もろもろの問題申し上げましたが、以上で終わりたいと思います。

○議長（小池幸照君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小池幸照君）

質疑は一応これにてとどめ、議案第47号は文教厚生委員会に付託します。

日程第6 請願上程

○議長（小池幸照君）

次に、日程第6．請願上程であります。

今期定例会において受理した請願は、お手元に配付の請願文書表のとおり、2件であります。

請願第1号 「ずさんな米国産牛肉の輸入に抗議し、BSEの万全な対策を求める」請願書は産業建設委員会に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める請願書は文教厚生委員会にそれぞれ付託します。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明21日は各常任委員会の開催、22日は休会とし、次の会議は6月23日午前10時から開き、委員長報告、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午前10時49分 散会